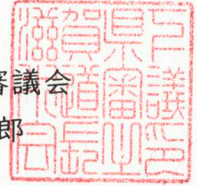


滋下水審第24号
令和7年(2025年)9月25日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県下水道審議会
会長 松井 三郎



琵琶湖流域下水道東北部浄化センター汚泥処理方法の基本方針について(答申)

令和5年(2023年)1月23日付け滋下水第9号で諮問のあったこのことについて、次のとおり答申します。

東北部浄化センターにおける汚泥処理方法について、処理の安定性、環境への配慮、事業費といった複数の視点から総合的な審議を行った。その結果、東北部浄化センターの汚泥処理方法として、焼却が相応しいものと結論付けます。

審議の過程において、脱水機を改築することで、効率的な焼却が可能となることが明らかとなったことから、焼却炉の更新に併せて更新予定であったB-2、A系の脱水送泥を一体として建設し、維持管理において、既設のB-1系脱水送泥も対象とすることで、汚泥の性状管理を含む効率的な焼却の運用としてください。

また、焼却して生成される燃焼灰については、滋賀県が目指す下水汚泥のリサイクル率100%を達成するために、全量有効活用することとしてください。特に、国の基本的考え方において、「発生汚泥等の処理を行うに当たっては、肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うこと」とされているため、現状では販路等の課題があるものの、今後の技術改良や社会情勢の変化に応じて肥料としての活用も進めてください。

なお、事業を実施するに当たって、経済性や地域資源への貢献に加え、障害者雇用や福祉連携などの社会貢献の取組にも配慮してください。